

(様式第2号)

## 会議録

会議の名称	第12回 島本町農業委員会		
会議の開催日時	令和7年11月18日(火) 午後1時30分から午後1時52分		
会議の開催場所	島本町ふれあいセンター 3階 第一学習室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> ・一部不可 ・不可
事務局(担当課)	都市創造部 にぎわい創造課	傍聴者数	0名
非公開の理由(非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)			
出席委員	別紙のとおり		
会議の議題	別紙のとおり		
配布資料	会議に係る資料		
審議等の内容	別紙のとおり		

# 第 12 回島本町農業委員会議事録

1. 日 時 令和 7 年 11 月 18 日 (火) 午後 1 時 30 分から午後 1 時 52 分
2. 場 所 島本町ふれあいセンター 3 階 第一学習室
3. 議事日程

## 【報告】

1. 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出書について

## 【審議】

1. 農地パトロール (利用状況調査) の結果について

## 4. 出席者

### (委員)

会長	好本 熱	会長代理	馬場 治人	委員	井上 謙一
委員	小西 一成	委員	下村 清次	委員	白藤 美穂子
委員	高山 一郎	委員	田中 幸造	委員	中桐 文余
委員	向谷 悟				
委員	森村 実	委員	横山 豊		

### (事務局)

局長 名越 誠治 次長 佐藤 成一 担当 大森 隆雄

## 5. 欠席者 1名

## 6. 傍聴人 0名

農業委員会会長 好本 熱

## 令和7年度 第12回島本町農業委員会 議事録

〈事務局〉

それでは、定刻になりましたので、ただいまから第12回島本町農業委員会を始めさせていただきます。

恐れ入りますが、着席にて進行させていただきます。

本日の案件でございますが、本日配布しております報告案件が3件、審議案件が1件となっており、事前に資料は郵送させていただいております。

それでは、本会議規則第6条の規定により、好本会長に議長をお願いします。好本会長、お願いします。

〈好本会長(議長)〉

こんにちは。お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。

今年も残すところあと1ヶ月半ほどになります、来週にはまた農林業祭が開催されます。皆さんお忙しいですが、よろしくお願ひいたします。

また、今インフルエンザが流行っておりますので、皆さんお体十分お気をつけられまして、早速ですが、会議の方に入らせていただきます。

それでは、審議に入る前に、委員の出席状況について報告いたします。

委員13名中、出席委員12名、欠席委員1名であり、会議規則第7条の規定により、本日の農業委員会は成立しておりますことを報告いたします。

次に、本日傍聴者はありますでしょうか。

〈事務局〉

傍聴者はおられません。

〈議長〉

傍聴者もないようですので、本日の議案に入ります。

〈議長〉

それでは、議案に入ります。報告案件は3件ございますが、一括して事務局から説明願います。

〈事務局〉

それでは、1ページをお開きください。

ここからは、農地法第4条第1項第8号の規定による届出で、市街化区域内の農地を自分のものとして他の目的に転用するもので、報告案件①-1から①-3の3件をご報告させていただくものでございます。

本件①-1は桜井三丁目の1筆の農地について、転用の届出が提出されたものです。住宅建築のための転用となっております。

続きまして、10ページをお開きください。

本件①-2は桜井四丁目の2筆の農地について、転用の届出が提出されたものです。駐車場事業のための転用となっております。

続きまして、14ページをお開きください。

本件①-3は広瀬一丁目の1筆の農地について、転用の届出が提出されたものです。砂利駐車場利用のための転用となっております。

なお、3件とも、農地転用届の提出漏れの農地であったことから顛末書を添付していただいた上で、届出を受理したものでございます。

以上が、農地法第4条第1項第8号の規定による届出でございました。

以上、各報告案件についてご説明させていただきました。

#### 〈議長〉

ただいま、事務局から説明のありました案件について、委員の皆さんからご意見・ご質問等がありましたらお受けいたします。

#### 〈委員〉

質問ではないが、事務局の方にお伝えしたい。2ページの図面について、3番目の新井の件で、造成部分が木に見える。左と右と中間をちょっと省いてあるような図面になっている。注意しておいてほしい。

#### 〈事務局〉

これに関しましては、公図がついていたので受理をしたという経緯がございます。確かに分かりづらい図にはなっておりますので、今後はこのような届出がないように注意させていただきます。申し訳ございません。

#### 〈議長〉

その他何かありますでしょうか。

特に発言がないようですので、質疑を終結し、報告を受けたものとします。それでは、報告案件の議事が終了しましたので、審議案件に入ります。事務局から説明願います。

〈事務局〉

それでは、審議案件①「農地パトロール(利用状況調査)の結果について」を資料に添って説明させていただきます。

18 ページをお開きください。

10月22日から11月4日にかけて、各地区で農地パトロールを実施いたしました。また、昨年度に遊休農地として指定された農地は、尺代の1筆となっております。

19 ページから25 ページまでが農地パトロール実施日の写真でございます。

なお、昨年度の遊休農地につきましては、土地所有者からの申立てに基づき法務局が現地調査を行った結果、地目が山林と判断され、農地法の適用外とされたことから、今年度より遊休農地の指定を解除したいと考えております。

事務局としては、当該筆は遊休農地であり、非農地とすることは適切ではない旨の意見を回答書として法務局へ送付いたしましたが、同回答も踏まえた上で法務局が総合的に判断した結果であることから、指定解除は適切な判断であると事務局では考えております。

なお、その他の地域につきましては、農空間保全地域で地域計画対象地である高浜地域において、本町で最も農地面積の多い地区となっていることから、一団のまとまりとして農地が良好に管理されているものと認められます。

また、同じく農空間保全地域で地域計画対象地である東大寺地区等におきましても、一団のまとまりとして農地が適切に管理されている状況でございます。

さらに、東大寺地区につきましては、下段の写真のとおり、新規就農者によるイチジク栽培が開始されております。

なお、一部の地域の農地において雑草が伸びている箇所も見受けられましたが、所有者による定期的な草刈りが行われていることから、一定の維持管理はなされているものと考えております。

このことから、その他の地域につきましては、新たに遊休農地に指定すべきものはないものと判断しております。

事務局からは以上でございます。

〈議長〉

ただいま、事務局から説明のありました案件について、各地区の農業委員から補足説明をお願いしたいと思います。まず、大沢地区の補足説明を向谷委員からお願いします。

〈向谷委員〉

大沢地区に関しましては、遊休農地はございませんでした。

〈議長〉

それでは、続きまして、広瀬地区の報告を、広瀬地区を代表して田中委員からお願いしま

す。

〈田中委員〉

広瀬地区は、10月27日に草刈り実施いたしました、確認いたしました。問題もありませんでした。

〈議長〉

ありがとうございます。続きまして、尺代地区の報告を、尺代を代表して、小西委員からお願ひします。

〈小西委員〉

尺代地区ですけども、先ほど事務局から説明がありました通りであります。今までに一応、尺代一筆の田が山林とかということで揉めていましたが、これももう法務局が10月22日、山林と認めるということができましたので、遊休農地は無くなりました。ということでございます。

〈議長〉

ありがとうございます。続きまして、桜井地区の報告を、桜井地区を代表して馬場会長代理からお願ひします。

〈馬場委員(会長代理)〉

桜井地区のパトロールに関しましては、本年、草刈りも全部できておりまして、非常に管理の状態が良かったように思います。以上です。

〈議長〉

ありがとうございます。続きまして高浜地区の補足説明を私からさせていただきます。高浜地区の方ですが、特に問題になる所はなく、一昨年から始まっているいちご栽培の事業者のほうも本年度になりまして少し面積を増やされているような状態で、問題なく推移しております。以上です。

続きまして、山崎地区の報告を横山委員からお願ひします。

〈横山委員〉

山崎地区ですけれども、段々と農地減ってまいりましたが、安定的に綺麗にされておりますので、問題ないかと思います。

〈議長〉

ありがとうございます。続きまして、東大寺地区の報告を井上委員からお願ひします。

〈井上委員〉

東大寺地区は、一件少し問題のある所があるんですが、実際連絡しても会えない事情がありまして、今後の課題として少し様子を見ながら対応していこうと思っています。若干一つ残りますが、大きな問題なしということです。

〈議長〉

ありがとうございます。それでは、各地区の報告が終わりましたので、本件について、ご意見、ご質問がありましたらお受けいたします。特に、現在指定されている尺代1筆の農地を遊休農地の指定から解除することについて、ご意見がありましたらお願ひします。

(特に意見なし)

その他質疑はございませんか。

特に発言がないようですので、質疑を終結いたします。それでは、採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認め、採決いたします。

それでは、昨年度の遊休農地に指定されている尺代の1筆については、地目が山林となつたことから、農地法の範疇外となつたため、遊休農地から解除し、その他に新たな遊休農地の指定は行わないことに賛成の方は挙手願います。

(委員の挙手を確認)

全員賛成により、現在指定されている尺代の1筆については遊休農地について解除することとし、新たな遊休農地の指定は行わないものとします。

〈議長〉

どうもありがとうございました。以上で本日の議案が終了いたしましたが、委員の皆さんから、その他ございませんか。

では、事務局の方から何かありますでしょうか。

〈事務局〉

事務局から 2 点報告がございます。

まず一点目ですが、本町内等における協議の結果、改選に伴い、農業委員の定数につきましては、2 名削減する予定となっております。

また、農業委員の推薦につきましては、実行組合長会を通じて別途ご案内申し上げますので、何卒ご対応のほどよろしくお願ひ申し上げます。

次に 2 点目ですが、12 月の農業委員会につきましては、審議すべき案件がございませんので、開催を見送させていただくこととなりました。

事務局の報告は以上でございます。

〈議 長〉

その他ございませんか。

(特になし)

〈議 長〉

特ないようですので、ここで議長を解任させていただきます。ご協力ありがとうございました。

〈事務局〉

それでは、以上をもちまして、第 12 回島本町農業委員会を閉会いたします。本日は、お忙しいところありがとうございました。お疲れさまでした。